

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
0602.90	<p><u>1. 盆栽</u></p> <p><u>輸出統計品目表第 0602.90 号において、「盆栽」とは、剪（せん）定や針金掛け等の技巧を凝らして樹の成長を抑制し、盆型の鉢植えで栽培されたものをいう。実務的には、輸出申告の際に、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号）第 30 条第 1 項の規定により植物防疫所より発給された合格証明書の品名欄に「BONSAI TREE」の記載が確認できるものに限り、本号の「盆栽」として取り扱うこととする。</u></p>	(新規)